

# 地方独立行政法人の概要

# 1 定義～地方独立行政法人とは

以下の事業を、効率的かつ効果的に行わせることを目的として県が設立する、県とは別の法人

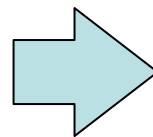
**【法人が行う事業】**（地方独立行政法人法（以下「法」。）（第2条）

- ① 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、
- ② 地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、
- ③ 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるもの

## 2 対象となる業務の一例

- ① 試験研究を行うこと。
- ② 大学の設置及び管理を行うこと。
- ③ 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

ア 水道事業(簡易水道事業を除く。)  
イ 軌道事業  
ウ 鉄道事業  
エ 電気事業  
オ 病院事業  
カ その他政令で定める事業



公営企業型  
地方独立行政法人  
(法第81条)

### 3 設立

#### 設立手続（法第7条）

県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受ける。

#### 財産的基礎（法第6条など）

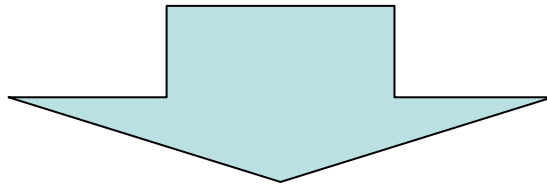
業務を確実に実施するために、法人は財産的基盤を有する。

- 法人の設立に際して、県が100%出資

## 4 解散

### 解散手続（法第92条第1項）

県が議会の議決を経て、総務大臣の認可を受けたときに解散する。



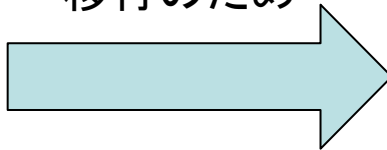
法人の解散は、設置者である県及び議会の判断によるものであり、法人の判断で解散できるものではない。

## 5 職員体制の確保～法人への移行にあたって

### 移行型地方独立行政法人

地方独立行政法人の成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うもの

円滑な業務  
移行のため



地方独立行政法人の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該地方独立行政法人の業務に相当する業務を行う者は、別に辞令を発せられない限り、当該法人の成立の日において、地方独立行政法人の職員となる（法第59条）

移行型地方独立行政法人

さらに、平成22年4月以降、必要な人員については、法人が採用試験を実施し、プロパー職員を迅速に採用

## 6 地方独立行政法人評価委員会

県の附属機関として条例により設置（法第11条第1項、第3項）

[地方独立行政法人評価委員会の業務の一例]

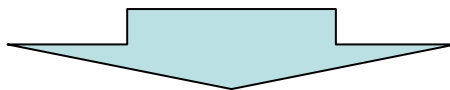
地方独立行政法人評価委員会の所掌事務と権限		関係条文
1	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見	法第25条第3項
2	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見	法第26条第3項
3	各事業年度における業務の実績についての評価	法第28条
4	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	法第28条
5	中期目標期間における業務の実績についての評価	法第30条
6	中期目標期間における評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	法第30条

## 7 業務運営～①中期目標

中期目標とは

- 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

知事が評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て定め、知事から地方独立行政法人に対して中期目標を指示



法人が達成すべき業務運営の目標を付与

- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 等



## 7 業務運営～②中期計画

### 中期計画とは

中期目標により付与された、法人が達成すべき業務運営の目標を達成するための具体的計画

#### 中期計画事項

- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・料金に関する事項 等

- 中期計画は法人が作成し、知事が評価委員会の意見を聴き、認可する。  
(法第26条第1項、第3項)
- 公営企業型地方独立行政法人の場合は、料金に関する事項を中期計画で定めるため、認可の前に議会の議決が必要(法第83条第3項)

法人は認可された中期計画に従い、自主性・自律性を持って業務を実施  
(法第26条第1項)

## 7 業務運営～③年度計画

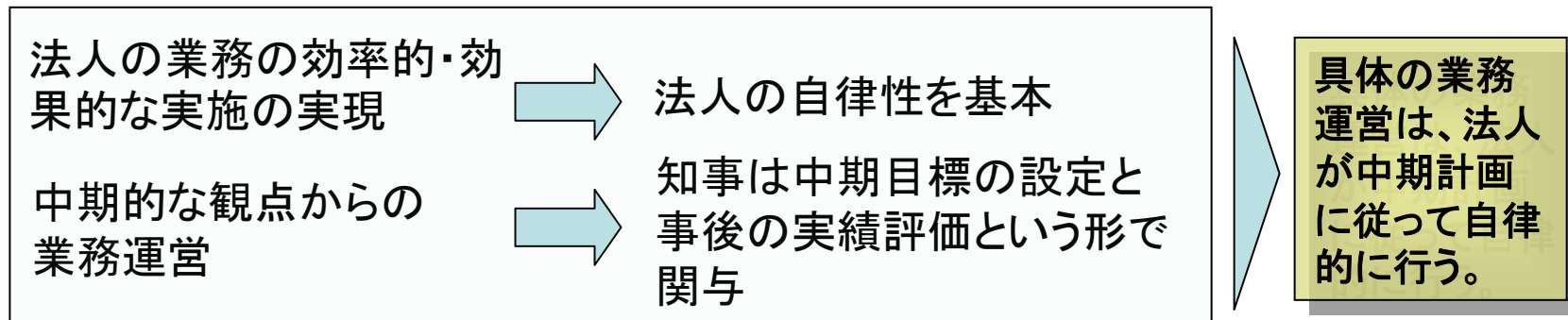
年度計画とは

中期目標期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について定める計画

- 地方独立行政法人が毎事業年度の開始前に定め、知事に届出  
(法第27条第1項)

## 7 業務運営～④業務の実績に関する評価

### 法人の業務運営



### 業務の実績に関する評価

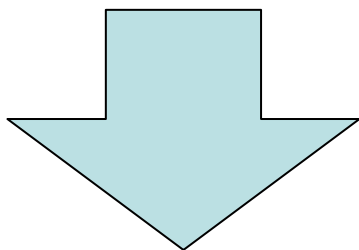
法人が行う業務の公共性及び透明性確保の観点から、次の実績に関する事後評価を行い、その結果を公表する。

- 中期目標に係る業務の実績
- 各事業年度の業務の実績

## 8 財務～①財源措置

### 公的機能を確保するための財源の確保

公営企業型地方独立行政法人は、原則として独立採算制の下で経営されるべきもの



住民福祉の増進という公共性の観点から、地方公共団体の一般事務と考えられるような業務や、企業としての採算ベースに乗らない業務に要する経費については、料金によって受益者に負担させることは不適當

次の経費は県が負担するものとされている(法第85条第1項)

- a その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適當でない経費
- b 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

## 県が負担する経費

a その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(例) 地方公共団体の一般事務と考えられる経費

- ・ 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費
- ・ 救急の医療を確保するために要する経費
- ・ 集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に関する経費

b 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(例) 企業としての採算ベースに乗らないことが明らかでありながら、公共的必要性等から負担しなければならない経費

- ・ 山間地、離島その他へんぴな地域等における医療の確保を図るため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算を採ることが困難であると認められる経費
- ・ 病院の所在する地域における医療水準の向上を図るため必要な高度又は特殊な医療で、採算を採ることが困難であると認められものに要する経費

## 8 財務～②料金

公営企業型地方独立行政法人が徴収する料金については、

水道、交通、病院等の日常生活に密接に関連する公共料金に該当するものであること等から、料金に関する事項についてはこれを中期計画事項とするとともに、議会の議決にかからしめることとされている。

(法第83条第1項、第2項)

## 9 業務の透明性の確保

公表する事項		公表主体	関係条文
1	副理事長及び理事を任命・解任したとき	理事長	法第14条第4項 法第17条第4項
2	中期目標を定めたとき	設立団体の長	法第25条第1項
3	中期計画の認可を受けたとき	法人	法第26条第5項
4	年度計画の届出をしたとき	法人	法第27条第1項

# 10 地方独立行政法人に対する議会の関与

[地方独立行政法人法における議会の議決事項一覧]

	議決事項	関係条文
1	地方独立行政法人の設立	法第7条
2	定款の変更	法第8条第2項
3	料金の上限の設定(公営企業型地方独立行政法人の場合は、中期計画で料金に関する事項を定めるため適用なし)	法第23条第2項 (適用除外 法第83条第1項)
4	中期目標の作成・変更	法第25条第3項
5	条例で定める重要な財産の処分	法第44条第2項
6	公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画作成・変更の認可	法第83条第3項
7	地方独立行政法人の解散	法第92条第1項